

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
第七十七条の表県立広島病院の項及び第七十八条県立広島病院の部母子総合医療センターの項中「母子総合医療センター」を「成育医療センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年三月十四日から施行する。